

ノリタケグループ 人権方針

ノリタケグループは、創立当初より“事業を通じて社会に貢献する”ことを経営理念の基本として、人と社会を幸福にする企業を目指して事業活動を行っています。すべての人々の人権が尊重されなければならないことを理解し、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「中核的労働基準」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて、事業活動によって影響を受けるすべての人々の尊厳が守られるよう取り組み続けます。

【適用法令】

事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。ただし、各国・地域における法令が、国際規範と比較して不十分あるいは相反する場合には国際的に認められた人権原則を尊重するための方法を追求します。

【適用範囲】

本方針は、ノリタケグループのすべての役員と従業員に適用します。また、お取引先様を含むすべてのビジネスパートナーの皆様にも、本方針とそれに基づく取り組みをご理解、ご支持いただくことを期待します。

【行動指針】

■ 差別の禁止

基本的人権を尊重し、あらゆる雇用の場面（採用、昇進、報酬、解雇、定年退職、業務付与、懲罰など）において、年齢、性別、出身、国籍、人種、障がいの有無、宗教、支持政党、信条、社会的身分、性的指向、性自認などを理由とした不当な差別を決してしません。

■ ハラスメント行為の禁止

基本的人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的扱いを認めません。当該行為が発生した場合には速やかに適切に対応します。

■ 教育

人権問題を一人ひとりが正しく認識し、本方針がすべての役員および従業員に浸透するよう、適切な教育や研修に取り組みます。

■ 強制労働の禁止

すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを保証し、強制労働や人身売買を行いません。

■ 児童労働の禁止

各国・地域の法令による最低就業年齢に満たないものは雇用せず、子どもの権利を尊重します。

■ 賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付などについて、各国・地域の法令を遵守します。

■ 労働時間

従業員の労働時間の決定および休日、年次有給休暇の付与などについて、各国・地域の法令を遵守します。

■ 安全衛生

各国・地域の安全衛生および健康に関する法令を遵守し、従業員の職務上の安全、健康を満たす職場環境を確保するとともに、事故、災害の未然防止に努めます。

■ 結社の自由と団体交渉

各国・地域の法令に基づいて、結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。

■ 人権デューディリジェンス

事業活動を通して与え得る人権への負の影響を特定し、予防、軽減する取り組みを推進します。

■ 救済

ノリタケグループの事業活動が直接的・間接的に人権に対して負の影響を及ぼした場合は、関係者と誠実に対話し、適切かつ効果的な救済に取り組みます。

■ ステークホルダーとの対話、協議

本方針を実践するにあたり、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

2024年7月25日

ノリタケ株式会社

代表取締役社長

東山 明